

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人島根県トラック協会（以下「当協会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条の規定に基づき置かれる理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称に問わず、費用とは明確に区別されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費・手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として、定例報酬を支給する。

- 2 常勤役員には、本給を月額として、月額50万円以下の範囲内で会長が定める額を定例役員報酬として支給する。
- 3 常勤役員を除く役員には、役員報酬を支給しない。
- 4 前項にかかわらず、監事のうち、公認会計士又は税理士の資格を有する監事には1事業年度当りの総額が40万円を超えない範囲で、それ以外の会員外監事（トラック業界以外から受け入れる監事のことをいう。）には1事業年度当りの総額が10万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 5 前項に定める各監事の報酬は、監事の協議により定める。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

### (賞与額の支給)

第4条 常勤役員の賞与については、第3条第2項に規定する本給に、別途支給月額を乗じた額とする。

- 2 支給月額については、人事院勧告等の社会一般の情勢を勘案し、都度定めるところとし、役員報酬額を会長が決めるものとする。

(報酬の支給日、支給方法)

第5条 第3条第1項及び第2項に規定する定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

- 2 第3条第4項に規定する公認会計士又は税理士の資格を有する監事の報酬は、年度末月に支払い、会員外監事の報酬は、監査会、理事会、会員総会等に出席した際に、その都度支払うこととする。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期終了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金の額は、本給×勤務年数とする。

(費用)

第7条 当協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、公共交通機関を利用して通勤する場合は、上限を月20,000円として、1ヶ月分の定期券代又は回数券の安価な方の額の分かるもの確認した上で、毎月支給する。又、自家用自動車を利用して通勤する場合は、2km以上4km未満は、月5,000円とし、4km以上は、月8,000円とする。

(公表)

第8条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。